

令和7年8月28日開会

第781回むつ市教育委員会会議

参 考 資 料

議案第1号	1頁
議案第2号	5頁
報告第3号	9頁
報告第4号	25頁
報告第6号	39頁



議案第一号 参考資料



# むつ市社会教育委員名簿(案)

任期:令和7年10月1日~令和9年9月30日

No.	氏名	生年月日	住所	区分	新・再	備考
1	船木敏夫 ふねき としお			社会教育関係者	再	元むつ市少年教育指導委員 大畑地区民生委員
2	中島慶子 なかじま けいこ			家庭教育関係者	再	元川内町婦人団体連絡協議会会長
3	奥川春美 おくがわ はるみ			社会教育関係者	再	田名部のぼんどり復活実行委員会事務局
4	伏見紀幸 ふしみのりゆき			学識経験者	再	むつ市立図書館協議会会長(議長)
5	木村昭夫 きむら あきお			学識経験者	再	元大平中学校校長 下北地区吹奏楽連盟会長
6	石倉司 いしくら つかさ			社会教育関係者	再	川内八幡宮宮司 むつ市文化財保護審議会委員
7	竹園正敏 たけのま しょうみん			社会教育関係者	再	青森県教育支援プラットフォーム下北地区実行委員会委員長(副議長)
8	片谷紀子 かたがや のりこ			家庭教育関係者	再	むつ市交通整理員 むつ市立図書館協議会委員
9	松岡敦子 まつおか あつこ			社会教育関係者	再	元脇野沢交流センター館長
10	濱田順子 はまのた じゆんこ			家庭教育関係者	再	脇野沢地区連合婦人会会長 むつ市民生委員推薦会委員
11	菊池政彦 きくち まさひこ			社会教育関係者	再	元むつ市少年教育指導委員 青森県公安委員会少年指導委員
12	清川 励 きよかわ れい			社会教育関係者	再	障害福祉サービス事業所工房「歩み」 むつ市スポーツ推進委員

議案第 1 号 参考資料

むつ市社会教育委員設置条例（抄）

（定数及び任期）

第 4 条 委員の定数は、13 人以内とする。

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第二号 参考資料



# 公民館運営審議会委員名簿(案)

任期 令和7年9月1日～令和9年8月31日  
定数 15名以内

委員氏名	生年月日	住所	選出区分	備考	新・再
山本 明美			学校教育関係者	第二田名部小学校校長	再
山本 陽子			社会教育関係者	下北美術展（高校・一般の部）審査員	再
辻 登志雄			学識関係者	元大湊中学校校長	再
荒 正典			社会教育関係者	下北美術展（高校・一般の部）審査員 荒カメラ店自営	再
吉田 成人			社会教育関係者	むつ商工会議所 副会頭 有限会社吉田ペーカリー自営	再
菊池 時男			社会教育関係者	画家・下北美術展（高校・一般の部）審査員 元J R 東日本勤務	再
山本 昭子			社会教育関係者	元銀行員 下北を知る会事務局員	再
室館 幸一			学識経験者	大畑中央保育園勤務 元第二田名部小学校校長	再
坪 二三子			社会教育関係者	むつ市連合婦人会長	再
春藤 千秋			家庭教育関係者	元川内町公民館運営審議会委員 社会教育指導員	再
山崎 幸悦			社会教育関係者	行政相談員・地区会長・民生委員	再
田 中 匡			社会教育関係者	大畑地区子ども会育成連合会副会長	再
和田 榮子			社会教育関係者	大畑町婦人会会長 むつ市市民大学運営委員	再
角 谷 恵子			社会教育関係者	むつ市保健協力員脇野沢地区会長 教育サポーター	再
片 川 純子			社会教育関係者	元むつ市役所職員、人権擁護委員 むつ市保健協力員（脇野沢地区）	再

学校教育関係者 1名  
計 15名（再任 15名）

社会教育関係者 11名

家庭教育関係者 1名 学識経験者 2名

## 公民館運営及び公民館運営審議会に関する関係法令等

### 社会教育法抜粋

(公民館の目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進を寄与することを目的とする。

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、次の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 1 定期講座を開設すること。
- 2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 6 その施設を住民の集会その他公共的利用に供すること。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

### むつ市公民館条例抜粋

(公民館運営審議会)

第5条 むつ市中央公民館に、むつ市公民館運営審議会（以下「公民館運営審議会」という。）を置く。

2 公民館運営審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

(委員の定数及び任期)

第6条 委員の定数は、15人以内とし、任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### むつ市公民館規則抜粋

(審議会の構成等)

第4条 むつ市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会議の議長となる。

4 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の招集)

第5条 審議会は、むつ市中央公民館長（以下「館長」という。）が招集する。

2 審議会は、必要により開催する。

3 館長は、審議会の審議の結果を教育委員会に報告しなければならない

(審議会の会議)

第6条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 前項の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

報告第三号 参考資料



む 教 生 第 107 号  
令 和 7 年 7 月 31 日

むつ市長 山本 知也 様

むつ市教育委員会  
教育長 阿部 謙一

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更  
(捕獲)の許可について(通知)

令和 7 年 6 月 13 日付け、む農林第 511 号で進達依頼のあった現状変更  
について、別紙のとおり文化庁より許可されましたので伝達します。

なお、実施にあたり条件が付されており、また事業終了後は、文化庁長  
官宛てに結果を示す写真等を添えた終了報告を提出する必要がありますの  
で、遺漏のないよう御留意ください。

担当:むつ市教育委員会 生涯学習課  
森田 賢司

TEL: 0175-31-1188

Fax: 0175-24-1912

Mail: morita\_kenji@city.mutsu.lg.jp

青教文第521号  
令和7年7月24日

むつ市教育委員会教育長 殿

青森県教育委員会  
教育長 風張 知子  
(公印省略)

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の  
現状変更（捕獲）について（通知）

令和7年6月17日付けむ教生第107号で進達のあった標記について、令和7年7月18日付け7文庁第1890号のとおり許可になったのでお知らせします。

については、申請者に伝達していただくとともに、実施上適宜御指導願います。

また、事業終了後は結果を示す写真等を添えた終了報告（文化庁長官宛て）を提出させ、本職に進達願います。

担当：文化財保護課文化財グループ 森主事 TEL：017-734-9920 FAX：017-734-8280 E-mail：chikashi_mori@pref.aomori.lg.jp
---

むつ市長

令和 7 年 6 月 1 3 日付けで申請のあった天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（捕獲）を文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 1 2 5 条第 1 項の規定により下記の条件を付して許可します。ただし、実施に当たっては、青森県文化財担当部局の指導を受けてください。

なお、許可された期間の延長が必要な場合には、事前に期間変更届を提出して承認を受けてください。

また、下記の条件に基づき、文化財保存の観点から、やむを得ずに計画内容を変更する場合及び軽微な仕様（材質、色、形状）の変更であって、文化財に配慮したものを行う場合には、事前に計画変更書を提出して承認を受けてください。

令和 7 年 7 月 1 8 日

文化庁長官 都 倉 俊 一

記

- 1 捕獲の対象地域は、第二種特定鳥獣管理計画に基づく地域とすること。
- 2 実施にあたっては、青森県教育委員会の指示を受けること。

（注）取消訴訟の提起に関する事項の教示

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、文化庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります）。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

む 教 生 第 107 号  
令和 7 年 6 月 17 日

青森県教育委員会  
教育長 風張 知子 様

むつ市教育委員会  
教育長 阿部 謙一

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地  
現状変更（捕獲）許可申請について（進達）

標記の件について、むつ市長より提出された文書を別添のとおり、文化庁長官あてに進達いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

担当:むつ市教育委員会 生涯学習課  
森田 賢司  
TEL: 0175-31-1188  
FAX: 0175-24-1912  
Mail: morita\_kenji@city.mutsu.lg.jp

む 教 生 第 107 号  
令和 7 年 6 月 17 日

文化庁長官 都倉 俊一 様

青森県むつ市教育委員会  
教育長 阿部 謙一

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地  
現状変更（捕獲）許可申請について（進達）

令和 7 年 6 月 13 日付、む農林第 511 号で、天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（捕獲）について、むつ市長より許可申請が提出されましたので、当教育委員会の所見を付して、別添のとおり進達します。

#### 記

・むつ市教育委員会の所見

今回の捕獲は、第 3 次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）に基づき、加害群除去等の捕獲を行うものである。この計画については、「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」で承認を受けている。また、捕獲後の殺処分した個体についても、学術調査に資する配慮がなされており、申請内容は妥当と考えられる。

担当：青森県むつ市教育委員会 生涯学習課  
森田 賢司

TEL：0175-31-1188

FAX：0175-24-1912

Mail：morita\_kenji@city.mutsu.lg.jp

む農林第 5 1 1 号  
令和 7 年 6 月 1 3 日

むつ市教育委員会  
教育長 阿部 謙一 様

むつ市長 山本 知也  
( 公 印 省 略 )

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地  
現状変更許可申請書の進達方について

このことについて、文化財保護法第 1 2 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出しますので、文化庁への進達方について、お願いいたします。

〒 035-8686 むつ市中央一丁目 8 番 1 号  
担当 : むつ市農林水産部農林畜産課  
鳥獣保護管理専門員 榎引  
TEL : 0175-22-1111 内線 2627  
FAX : 0175-22-1373  
E-mail : nourin@city.mutsu.lg.jp

む農林第 511 号  
令和 7 年 6 月 13 日

文化庁長官 都倉 俊一 殿

青森県むつ市中央一丁目 8 番 1 号  
むつ市長 山本 知也  
( 公 印 省 略 )

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（捕獲）許可申請書

文化財保護法第 125 条第 1 項の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 天然記念物の名称  
天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
2. 指定年月日  
昭和 45 年 11 月 11 日
3. 天然記念物の所在地  
青森県むつ市及び下北郡
4. 所有者の氏名住所  
日本国
5. 権限に基づく占有者の氏名又は名称及び住所  
なし
6. 管理団体がある場合は、その氏名又は名称及び住所  
なし
7. 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所  
なし
8. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地  
上記申請者のとおり
9. 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）を必要とする理由  
下北半島に生息するニホンザルは、個体群・個体数の増加による群れの分裂化及び行動域の拡大に加えて、耕作地への定着化など、農作物への被害が後を絶たない状況にある。

また、人家周辺にも定着し、人的被害・人家侵入被害及び生活環境被害の発生や地域住民に対する威嚇など、精神的被害が発生し、地域住民との軋轢が生じている。

過去には青森県第2次特定鳥獣保護管理計画及び青森県第3次特定鳥獣保護管理計画に基づき平成20年12月12日付け20委庁財第4の1474号、平成22年2月19日付け受庁財第4の892、平成23年2月28日付け22受庁財第4の1977、24受庁財第4号の450、25受庁財第4号の1046、27受庁財第4号の384、29受庁財第4号の429及、元受文庁第4号の704、3文庁第389号、5文庁第1892号及び6文庁第1702号により文化庁から許可を受け、捕獲し、個体数調整及び加害群除去等をしてきたところである。

今年度は、令和4年3月策定の第3次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）を指針としながら、市町村管理事業計画を策定し個体数調整及び加害群除去によるニホンザル被害への対応を図り、下北半島に生息するニホンザルの生息環境の保持と住民生活の安心・安全を図るものである。

実施するにあたり、本市において、ニホンザル管理事業実施計画書案を作成し、令和7年5月27日に開催された「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」では、特段の指摘事項がなく、令和7年度市町村管理事業実施計画について承認された。

#### 10. 現状変更等の内容及び実施方法

捕獲に当たっては、箱わな又は麻醉銃を使用し、天候・周囲の安全を十分に確認しながら実施する。（麻醉銃について、一時不動にする目的で使用する。）

捕獲後は、炭酸ガスにより殺処分し、標本として利用し北里大学が学術研究を行う。提供終了後は焼却又は埋葬処理。

捕獲予定群れ名	生息頭数	捕獲予定頭数	備 考
Ko2-A群	63頭+α	63頭	加害群除去
Ko2-B群	34頭+α	34頭	加害群除去
A2-85群	19頭+α	19頭	加害群除去
O1-A群	35頭+α	35頭	加害群除去
O2-B群	39頭+α	39頭	加害群除去
M2-B群	57頭+α	57頭	加害群除去
Ab群	70頭+α	70頭	加害群除去
S1-A群	27頭+α	9頭	個体数調整
S1-B群	40頭+α	12頭	個体数調整

S 2 群	2 4 頭 + $\alpha$	8 頭	個体数調整
O s 1 群	5 3 頭 + $\alpha$	1 6 頭	個体数調整
A 2 - 8 4 A 群	2 1 頭 + $\alpha$	7 頭	個体数調整
A 2 - 8 4 B 群	1 7 頭 + $\alpha$	6 頭	個体数調整
A 8 7 - A 群	8 2 頭 + $\alpha$	2 5 頭	個体数調整
I 2 - A 1 群	2 1 頭 + $\alpha$	7 頭	個体数調整
ハナレザル	—	3 3 頭	加害個体除去
合 計	捕獲上限	4 4 0 頭	

※ 今後、群れの状況によっては、捕獲対象を変更することもあるが、その際の捕獲頭数は今回の捕獲予定頭数合計の440頭を上限として対応する。

※ 生息頭数について、青森県令和6年度(2024年度)下北半島ニホンザルモニタリング調査報告書を参考。

1 1. 現状変更等により生ずべき物件の滅失・若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

第3次第二種特定鳥獣管理計画に基づく加害群除去等については、「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」が開催された結果、申請頭数内の捕獲であれば、下北地域個体群が永続できる規模であり、特に問題ないとの見解である。また、捕獲したニホンザルのデータを記録することにより保護管理のための資料とするなど天然記念物の保存に及ぼす影響等について配慮されているものである。

麻酔銃の使用に関しては、体重の見積りを正確に行なうことで、麻酔薬の過剰量投与を避け、適切な事後管理を行い、危険を最小限にするよう配慮する。

1 2. 現状変更等の着手及び終了の予定年月日

着 手 令和7年9月 1日

終 了 令和8年8月31日

1 3. 現状変更等に係わる地域の番地 青森県むつ市一円（別添・地形図のとおり）

1 4. 現状変更等に係わる工事その他の行為の施行者の氏名及び住所

・ XXXXXXXXXX 山 崎 秀 春  
(北限の野生動物管理センター理事等・向精神薬試験研究施設設置者登録者)

・ XXXXXXXXXX 櫛 引 道 彦  
(むつ市脇野沢庁舎総合課会計年度任用職員・わな猟免許保持者)

- ・ [REDACTED]  
 (むつ市農林水産部農林畜産課主任・わな猟免許保持者)

相 内 一 彦
- ・ [REDACTED]  
 (むつ市農林水産部農林畜産課鳥獣保護管理専門員  
 銃砲所持許可保持者・わな猟免許保持者)

櫛 引 幸 成
- ・ [REDACTED]  
 (むつ市農林水産部農林畜産課野猿公苑管理人)

近 藤 渉
- ・ [REDACTED]  
 (むつ市農林水産部農林畜産課野猿監視人・わな猟免許保持者)

加 藤 恵 哉
- ・ [REDACTED]  
 (むつ市農林水産部農林畜産課野猿監視人)

日 隅 雅 晃
- ・ [REDACTED]  
 (むつ市農林水産部農林畜産課野猿監視人)

柴 田 隼
- ・ [REDACTED]  
 (むつ市農林水産部農林畜産課野猿監視人)

石 川 彰
- ・ [REDACTED]  
 (むつ市農林水産部農林畜産課野猿監視人)

富 岡 伸 司

15. その他参考となるべき事項

【添付書類】

- ①むつ市に生息するニホンザルの個体群等管理概要
- ②ニホンザル捕獲区域図
- ③捕獲檻（箱わな）・麻酔銃仕様図
- ④ニホンザル捕獲記録（様式）
- ⑤下北半島に生息するニホンザルの個体群と個体数（令和6年度）
- ⑥むつ市に生息するニホンザル生息状況分布図
- ⑦下北半島のニホンザルによる農作物等被害の推移〔市町村別〕
- ⑧令和7年度むつ市ニホンザル管理事業実施計画書

## むつ市に生息するニホンザルの個体群等管理概要について

### 1. 加害群による被害状況について

- S1-A群、S1-B群、S2群（恐山街道から高梨地区）について  
平成19年度に群れが確認され、むつ市の市街地側へ行動域が拡大傾向である。平成27年度から高梨地区へ出没し、残渣野菜を採食するなど、季節的に集落での目撃が増加している。  
S群が令和2年度にS1-A群・S1-B群・S2群の3つの群れにし、それぞれの群が一年を通じて人家周辺及び耕作地へ出没している。加害群除去等の被害対策を講じてはいるが、依然として農作物被害が発生している。
- I2-A1群、I2-A2群（大畑町、風間浦村下風呂地区）について  
I2-A1・A2群は風間浦村下風呂地区及び大畑町の赤川・佐助川・木野部・釣屋浜・二枚橋・大畑道地区を行動域とし、一年を通じて群れ全体で人家周辺及び耕作地へ出没しており、被害対策を講じているが、農作物被害が発生している。
- Os1群（恐山～城ヶ沢地区）  
城ヶ沢地区に出没するようになり、農作物に被害をあたえている。  
被害の拡大を防ぐため、個体数調整頭の被害対策を講じていく。
- Ko2-A群、Ko2-B群（大畑町、高梨、関根地区）について  
以前は小目名から新田地区周辺を行動域としていたが、現在、高梨から関根地区方面にも行動域を拡大し、季節的に人家周辺及び耕作地に出没し、農作物被害を及ぼしている。  
Ko2群が令和3年度にKo2-A群・Ko2-B群の2群の群れになり、さらに行動範囲が広がり、追い払い等の対策が追いついていない。また、従前出没しなかった耕作地へも出没し、被害の拡大が懸念されている。
- A2-84A群、A2-84B群（脇野沢地区）について  
A2-84群が平成19年度にA2-84A群・A2-84B群・A2-84C群の3つの群れに分裂し、このうち、A2-84AとA2-84B群が一年を通じて人家周辺及び耕作地へ出没している。加害群除去等の被害対策を講じ対策の効果がみられているが、依然として農作物被害が発生している。  
行動域は、脇野沢九艘泊地区から七引地区・辰内地区までとしているが、A2-84Aについては新たに北側の滝山地区や東側の口広地区に拡大傾向である。
- A2-85群（脇野沢地区、川内町蛸崎地区）について  
A2-85群は現在、脇野沢滝山地区から川内町蛸崎地区までを行動域とし、加害群除去等の被害対策の効果がみられている。  
一年を通じて群れ全体で人家周辺及び耕作地へ出没し、集落への依存度も高いことから、これまで通り、被害対策を講じていく必要がある。
- A87-A群（脇野沢地区）について  
A87-A群は、脇野沢九艘泊地区から蛸田地区まで行動域としているが、近年、東側へ拡大傾向である。季節的に農地へ出没し、電気柵等の被害対策を実施しているが、農作物被害が

発生している。

- O1-A群、O2-B群（脇野沢地区）について  
O群の分裂群で平成16年度頃、2つ（O1群とO2群）に分裂し、平成22年度にO2群が2つ（O2-A群とO2-B群）に分裂、平成25年度にO1群が2つ（O1-A群とO1-B群）に分裂と現在に至っている。  
O1-A群については、滝山地区周辺を行動域としていたが、年々南下し、田ノ頭地区まで行動し、農作物被害を及ぼしている。  
O2-B群については、源藤城・滝山地区周辺を行動域とし、追い払い等の対策をおこなっても、人がいなくなるときを見計らって耕作地へ出没し、農作物被害を及ぼしている。
- M2-B群（川内町湯野川～安部城地区）について  
佐井村川目地区から川内町安部城地区までの広範囲にわたって行動している。季節的に湯野川～安部城地区に出没し、農作物に被害を与えており、追い払い等の対策をおこなっている。  
頭数増加に伴い、被害の拡大が懸念されるため、加害群除去等の対策を講じていきたい。
- Ab群（川内町安部城～下小倉平地区）について  
川内町安部城～銀杏木地区を行動域としていたが、年々南下し、下小倉平地区まで行動範囲を広げ、農作物に被害を与え被害の拡大が懸念されるため、加害群除去等の対策を講じていきたい。

## 2. ハナレザルによる被害状況について

- むつ市街地について  
大湊・松森町・宮後及び関根地区周辺にそれぞれ1～2頭ずつ出没しており、直接的被害は発生していないが、住宅地などに出没しているため、人家侵入等の被害が懸念されている。
- 大畑町について  
季節的に耕作地に出没しているのがみられる。  
関根橋・湯坂下・上野・正津川地区及び木野部周辺に出没し、付近の耕作地で農作物に被害を与えている。
- 川内町について  
畑・銀杏木・小倉平・袈川・宿野部地区及び蛸崎地区において、季節的に目撃情報があげられ、農作物被害も確認されている。  
蛸崎地区のサルにおいては、頻繁に目撃されており、農作物被害もでている。
- 脇野沢について  
瀬野・小沢・七引・寄浪及び桂沢地区において、季節的に目撃情報がよせられ、地域住民が威嚇されたり、農作物に被害もあるため、追い払い等の対策をおこなっている。

## 3. 現在とられている防除対策について

### 【野猿監視人及び鳥獣被害対策実施隊】

むつ市では、旧脇野沢村から猿害防止のため、野猿監視員を1年を通して配置している。現在は野猿監視人及び鳥獣被害対策実施隊と改め、脇野沢地区3名、むつ地区1名、大畑地区1

名体制で追い上げ・追い払い及びモニタリング調査（個体群・個体数・行動域等調査）を行っている。

サル群れには、テレメトリー発信器を装着させ、受信機により群れの位置を常に確認し、人家周辺及び耕作地へ出没する際に、電動ガン、パチンコ等を使用し、被害軽減に努めている。

また、人的被害及び人家侵入被害が発生した際には、いち早く状況等を確認し、問題個体の特定に努めている。

#### 【モンキードッグによる追い上げ】

むつ市では、犬を活用した追い上げ・追い払いを平成20年度から脇野沢地区、平成23年度から大畑地区、平成26年度から川内町野平地区で導入し、農作物被害等の軽減を図っている。

導入にあたり、警察犬訓練所と協議し、訓練士が犬種や個体を選定、基礎訓練を行いながら、5月～10月の月1回程度現地にて実際にサルを追う訓練を行っている。

運用方法は、野猿看視人及び鳥獣被害対策実施隊が監視業務の際、モンキードッグ犬舎から各群れの出没場所に引き連れて追い上げを行う。

#### 【住民による追い払い】

サルの出没状況に応じて地域住民に対し、追い払いの協力を求めている。出没の際には、積極的に耕作地へ駆けつけ追い払いを行い、自己防除の意識が高まっている地域もある。

#### 【電気柵の設置】

農作物被害防止として鳥獣被害対策実施隊による追い上げ等とともに国及び県の補助を受けカモシカ食害対策事業により1997年（平成9年度）から2006年（平成18年度）まで簡易型電気柵を設置している。（14,048m設置）

さらに中山間地域総合整備事業及び里地棚田保全整備事業により、国・県の補助事業を導入し、鳥獣害防止柵等を脇野沢地区、大畑地区に整備している。（13,042m設置）

また、平成20年度に初めて文化庁の補助を受け、ニホンザル食害対策事業により、猿用電気ネット柵・京大方式電気柵をむつ地区・大畑地区、川内地区、脇野沢地区に設置（平成20～令和6年度29,080m設置）し、近年は650m前後の延長の電気柵の設置をすすめ、農作物被害等の防止対策とする。

#### 4. 危害防止のための措置等

麻酔銃による捕獲については、天候及び場所を選び安全を確認しながら麻酔銃を使用する。

麻酔薬の取扱にあたっては、向精神薬試験研究施設設置者の下、催眠鎮静剤デクスメトミジン塩酸塩を使用し、捕獲時の体重見積りを正確にすることで麻酔薬の過剰量投与を避け、ニホンザルに与える危険を極力回避する。

ニホンザルに対しては、過度の負担をかけないために「デクスドミトール0.1」を2ml使用する。これは、ケタミンに換算すると100mgであるため、鳥獣保護法で定める1回のケタミン投与量が5700mgを超えないため危険猟法にはあたらない。

また、周囲に人がいる恐れのあるような場所では捕獲しない。更には麻酔銃の発射の際には、補助者が周囲の安全を確認し細心の注意を払い、予期せぬ事故を防止する。



報告第四号 参考資料



む 教 生 第 170 号  
令和 7 年 8 月 4 日

青森県教育委員会  
教育長 風張 知子 様

むつ市教育委員会  
教育長 阿部 謙一

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地  
現状変更（伐採・土地の形状変更）の協議について（進達）

標記の件について、下北森林管理署長より提出された文書を別添のとおり、文化庁  
長官あてに進達いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

担当:むつ市教育委員会 生涯学習課  
森田 賢司  
TEL: 0175-31-1188  
FAX: 0175-24-1912  
Mail: morita\_kenji@city.mutsu.lg.jp

む 教 生 第 170 号  
令和 7 年 8 月 4 日

文化庁長官 都倉 俊一 様

青森県むつ市教育委員会  
教育長 阿部 謙一

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更  
(伐採・土地の形状変更)に係る協議について (進達)

令和 7 年 7 月 10 日付、7 下北管第 359 号で、天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更(伐採・土地の形状変更)について、下北森林管理署長より協議書が提出されましたので、下記のとおり当教育委員会の所見を付して進達します。

#### 記

##### ・むつ市教育委員会の所見

今回の協議は、サル生息北限地内における協議地点内の皆伐、及び伐木の搬出路造成である。なお、搬出路造成について、事業の落札者が搬出ルート等を決定することによって、現段階では搬出路の位置、設計等は未定である。

伐採地点のうち、983 林班よ 12～14 小班およびその搬出路は A-87A, B 群の計 2 群、その他の地点はこの 2 群に加え A2-84B, C 群も合わせた計 4 群の行動域に該当する。伐採地点の主要樹種はスギであるが、このスギ林は上記群の夜の寝場所、休息場所等として利用されている。そのため、これらの地点における皆伐は、各群の行動様式に大きな影響を与えることとなる。

また行動様式が変化する結果として、より人里の方へ進出してくる恐れが十分に考えられ、各群の農業的、人的加害レベルが上がってしまうと考えられる。

さらに、未定とされているものの、現計画では搬出路造成時に天然林の伐採も想定されている。天然記念物指定は当区域の自然状態の保護を目的としており、天然林区域の伐採は憂慮される。

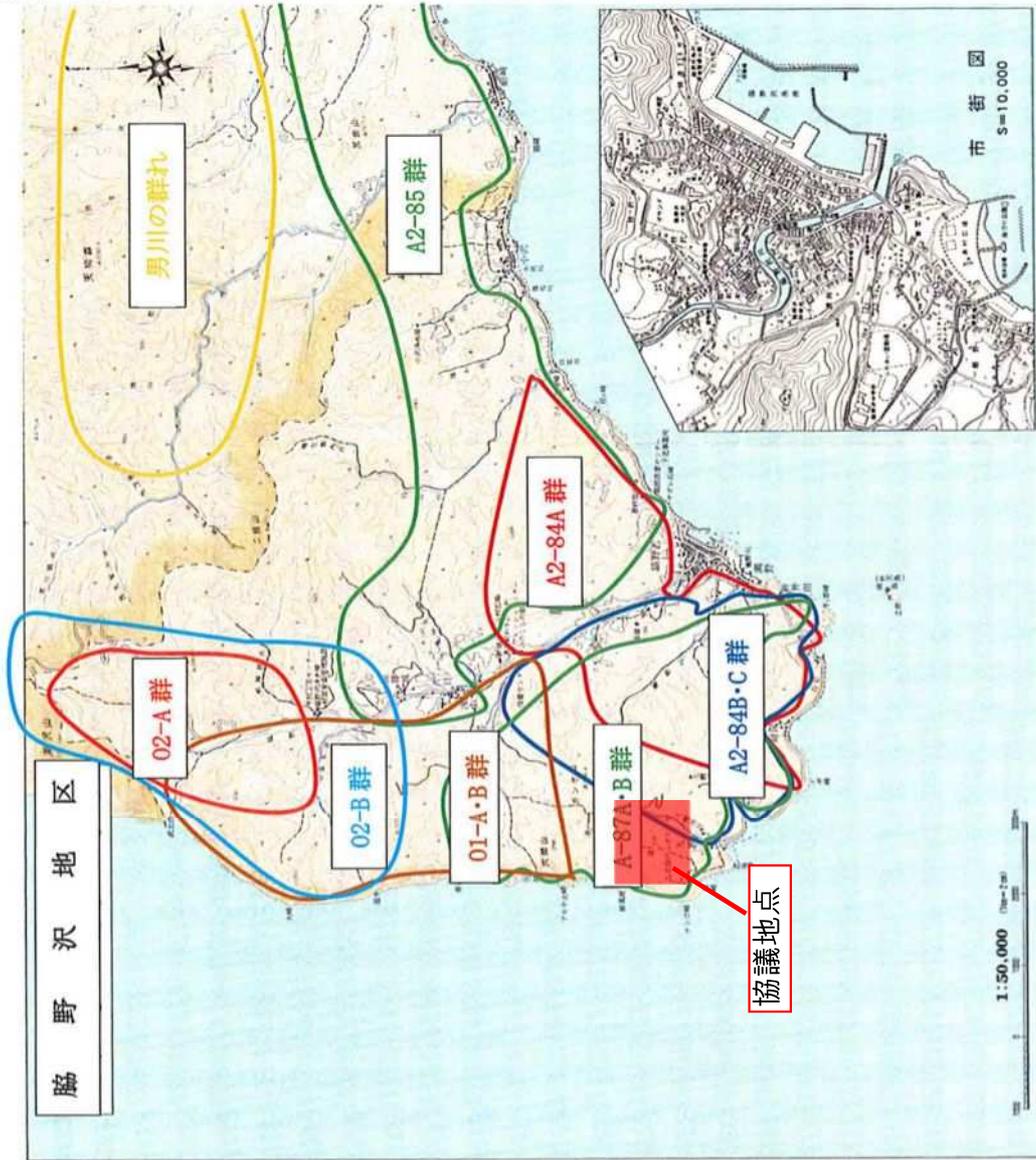
以上のことから、下北森林管理署に対し、伐採方法の再考や搬出路の位置に配慮するよう求めるべきである。

以上

担当:むつ市教育委員会 生涯学習課  
森田 賢司  
TEL: 0175-31-1188

# 群の行動域と協議地点

脇野沢地区



## 個体群と加害レベル

群名	農地への出没及び 農業被害レベル	人馴れの進行及び 生活環境被害レベル	加害総合レベル
A87-A 群	A4	B4	L3
A87-B 群	A4	B3	L2
A2-84B 群	A3	B2	L2
A2-84C 群	A0	B0	L0

(令和7年度第1回下北半島ニホンザル対策評価科学委員会で承認)

参考 - 被害レベルの基準について

(第3次第二種特定鳥獣管理計画(下北半島のニホンザル)より作成)

・農地への出没及び農業被害レベル

レベル	被害状況
A0	農地への出没無し
A1	数頭がまれに収穫後の農地に出没
A2	農地に季節的に出没、畦の草本類や落ち穂、クズ野菜等採食
A3	農地に季節的に出没、農作物を採食
A4	ほぼ1年を通じ農地に出没、農作物を採食

・人馴れの進行及び生活環境被害レベル

レベル	被害状況
B0	ほとんど見かけない
B1	人の姿を見ると逃げる
B2	人を識別して、女性、子供、高齢者では逃げない場合もある
B3	人や車を見ても、追い払わない限り逃げない
B4	人家の庭先に出没する

・加害総合レベル

レベル	被害状況
L0	良好な関係
L1	一定の対策を講じれば、良好な関係になると予想
L2	一定の対策を継続的に講じれば、良好な関係に戻せる可能性
L3	人馴れが進み、農作物被害が常習化、一定の対策を継続的に良好な関係に戻すことが難しい、分裂するとさらに被害が深刻化

7下北管第359号  
令和7年7月10日

むつ市教育委員会 教育長 殿

申請者

住 所 むつ市金曲一丁目4-6

氏 名 下北森林管理署長 成田 敏

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更の協議について（依頼）

このことについて、文化財保護法第168条第2項に基づき、文化庁長官と協議いたしたく  
関係書類を取次いただきますようお願いいたします。

【添付書類】

1. 協議該当林小班一覧表
2. 施業実施計画図（2万分の1）
3. 実測位置図（5千分の1）
4. 現状変更を必要とする理由書
5. 環境省への申請書の写し など

問い合わせ先

住 所 むつ市金曲一丁目4-6

団体名 下北森林管理署

担 当 経営担当 古舘

T E L 050-3160-5885

## 理 由 書

### ○現状を変更する理由

東北森林管理局下北森林管理署において、令和7年度立木公売（分収造林地）を11月に予定しており、落札により売り払い先が決定した場合は、設定された伐採搬出期間内（原則36カ月）において落札者が立木公売物件を皆伐します。また、伐採木の運搬、搬出に伴う搬出路を作設するにあたり、支障木の伐採、切土又は盛土による掘削等を要することから、立木公売物件及び、それに付帯する現状を変更する箇所を併せて協議いたします。

なお、伐採等の現状変更の発生は落札者が決定したのちであり、不落札となった立木公売物件については、契約相手方への意向調査を行ったのちに、次回の再公売する時期を計画します。

補足として、「分収造林」とは、造林者（国以外の者）が、契約により国有林に木を植えて一定期間育て、成林後に分収木を販売し、その収益（販売代金）を国と造林者とで予め契約した一定の割合で分収する制度であり、契約者間で権利が絡むものになります。

契約内容において、契約相手方の契約破棄等の意向がない限りは、確実に皆伐行為が発生します。

7下北管第359号  
令和7年7月10日

文化庁長官 殿

申請者

住 所 青森県むつ市金曲一丁目4-6

氏 名 下北森林管理署長 成田 敏

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（伐採・土地の形状変更）の協議について

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更にあたり、文化財保護法第168条第2項の規定に基づき下記のとおり協議します。

#### 記

1. 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称  
天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
2. 指定年月日  
昭和45年11月11日
3. 史跡、名勝又は天然記念物の所在地  
青森県むつ市脇野沢
4. 所有者の氏名又は名称及び住所  
日本国（農林水産省（林野庁））
5. 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所  
4. に同じ

6. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地  
なし
7. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所  
氏名 林野庁 東北森林管理局  
住所 秋田県秋田市中通5丁目9番16号
8. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地  
氏名 林野庁東北森林管理局 下北森林管理署長 成田 敏  
住所 青森県むつ市金曲一丁目4-6
9. 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由  
主伐期を迎えた分収造林契約箇所の売り払いに伴う皆伐及び搬出のため  
なお、不落札の場合は伐採行為および土地の形状変更を行わない
10. 現状変更等の内容及び実施の方法  
パワーショベルやブルドーザーによる搬出路の作設及び、チェーンソーやプロセッサによる立木の伐採及び造材、並びにフォワーダ等による立木の運搬搬出
11. 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項  
詳細は別添資料のとおり  
伐採予定面積 計 79,330 m<sup>2</sup> (うち搬出路作設面積 3,630 m<sup>2</sup>)  
伐採予定本数 計 7,140 本 (うち搬出路作設に伴う伐採本数 329 本)
12. 現状変更等の着手及び終了の予定時期  
着手予定 令和 年 月 日 (文化財保護法による貴庁許可後)  
終了予定 令和 年 月 日 (立木販売契約における搬出設定期間)
13. 現状変更等に係る地域の地番  
青森県むつ市脇野沢字 源藤城<sup>げんとうじょう</sup>国有林 983 林班内
14. 現状変更等に係る工事その他の行為の施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地  
発注者 氏名 林野庁東北森林管理局 下北森林管理署長 成田 敏

住 所 青森県むつ市金曲一丁目4-6  
受注者 氏 名 立木公売による落札者となる

15. その他参考となるべき事項

その他手続き関連

- ① 下北半島国定公園（第3種特別地域）
- ② 鳥獣保護区特別保護地区

**【添付書類】**

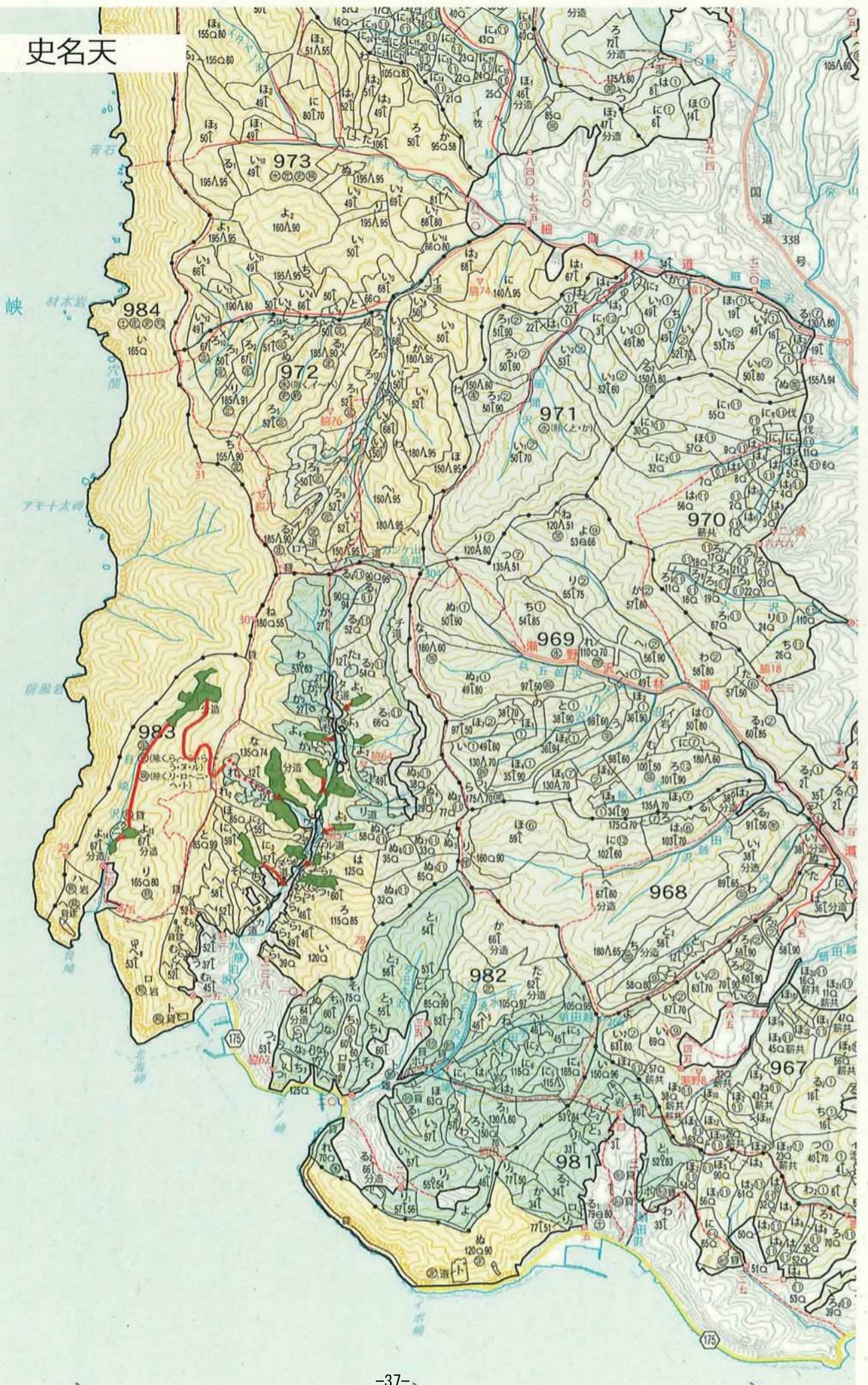
- (1) 協議該当林小班一覧表
- (2) 施業実施計画図（2万分の1）
- (3) 実測位置図（5千分の1）
- (4) 天然記念物指定地域図（2万分の1）
- (5) 搬出関係図
- (6) 新設搬出路作設に係る各算出計算書

令和7年度 協議該当林小班一覽表

下北森林管理署

地区	森林 事務所	物件所在地	機能類型	人天別	契約関係	伐採方法	林小班面積 (ha)	伐採面積 (ha)	林齢	樹種	伐採本数 (本)	伐採材積 (m3)	固定 公園	自然 保護	備考		
脇野沢-15	脇野沢	源藤城国有林982林班11小班	水かん	人	分収造林	皆伐	0.42	0.42	69	スギ外	452	535.25	○		11月公売		
脇野沢-15	脇野沢	源藤城国有林982林班2小班	水かん	人	分収造林	皆伐	0.17	0.17	69	スギ外	192	177.58	○		11月公売		
脇野沢-15	脇野沢	源藤城国有林982林班4小班	水かん	人	分収造林	皆伐	0.93	0.93	69	スギ外	901	920.41	○		11月公売		
脇野沢-15	脇野沢	源藤城国有林983林班11小班	水かん	人	分収造林	皆伐	0.27	0.27	70	スギ外	358	340.13	○	○	11月公売		
脇野沢-15	脇野沢	源藤城国有林983林班22小班	水かん	人	分収造林	皆伐	0.24	0.24	70	スギ外	246	282.53	○	○	11月公売		
脇野沢-15	脇野沢	源藤城国有林983林班44小班	水かん	人	分収造林	皆伐	0.28	0.28	70	スギ外	324	268.40	○	○	11月公売		
脇野沢-15	脇野沢	源藤城国有林983林班55小班	水かん	人	分収造林	皆伐	0.16	0.16	69	スギ	200	156.00	○	○	11月公売		
脇野沢-15	脇野沢	源藤城国有林983林班66小班	水かん	人	分収造林	皆伐	1.42	1.42	70	スギ外	1,489	1,378.89	○	○	11月公売		
脇野沢-15	脇野沢	源藤城国有林983林班77小班	水かん	人	分収造林	皆伐	1.82	1.82	70	スギ外	1,564	2,212.01	○	○	11月公売		
脇野沢-15	脇野沢	源藤城国有林983林班88小班	水かん	人	分収造林	皆伐	0.25	0.25	70	スギ外	280	306.82	○	○	11月公売		
脇野沢-15	脇野沢	源藤城国有林983林班99小班	水かん	人	分収造林	皆伐	0.08	0.08	70	スギ外	132	84.08	○	○	11月公売		
脇野沢-15	脇野沢	源藤城国有林983林班1010小班	水かん	人	分収造林	皆伐	0.65	0.65	70	スギ外	645	651.36	○	○	11月公売		
脇野沢-15	脇野沢	源藤城国有林983林班1111小班	水かん	人	分収造林	皆伐	0.52	0.52	70	スギ外	436	463.99	○	○	11月公売		
脇野沢-15	脇野沢	源藤城国有林983林班1212小班	水かん	人	分収造林	皆伐	1.57	1.57	70	スギ外	935	1,239.31	○	○	11月公売		
脇野沢-15	脇野沢	源藤城国有林983林班1313小班	水かん	人	分収造林	皆伐	0.14	0.14	70	スギ外	63	66.14	○	○	11月公売		
脇野沢-15	脇野沢	源藤城国有林983林班1414小班	水かん	人	分収造林	皆伐	0.17	0.17	70	スギ外	139	199.72	○	○	11月公売		
脇野沢	脇野沢	源藤城国有林982林班13小班	山災防	人		間伐(支障木)	2.51	0.0300	60	スギ・クロマツ	30	6.64	○		搬出路作設		
脇野沢	脇野沢	源藤城国有林982林班22小班	山災防	天		間伐(支障木)	4.86	0.0105	153	ヒバ・ナナ外	8	2.55	○		搬出路作設		
脇野沢	脇野沢	源藤城国有林982林班21小班	山災防	天		間伐(支障木)	2.69	0.2790	93	ヒバ・ナナ外	359	40.65	○		搬出路作設		
脇野沢	脇野沢	源藤城国有林982林班21小班	山災防	天	更新困難	間伐(支障木)	2.44	0.0150	73	ナナ外	32	1.59	○		搬出路作設		
脇野沢	脇野沢	源藤城国有林983林班33小班	自然雑	人		間伐(支障木)	1.56	0.0060	60	クロマツ	5	1.21	○	○	搬出路作設		
脇野沢	脇野沢	源藤城国有林983林班511小班	自然雑	人		間伐(支障木)	1.21	0.0270	67	アカマツ	24	6.58	○	○	搬出路作設		
脇野沢	脇野沢	源藤城国有林983林班511小班	自然雑	天		間伐(支障木)	42.85	0.2910	168	ヒバ・ナナ外	197	55.99	○	○	搬出路作設		
脇野沢	脇野沢	源藤城国有林983林班5555小班	水かん	天		間伐(支障木)	8.58	0.0150	41	ミズナラ外	74	1.49	○	○	搬出路作設		
脇野沢	脇野沢	源藤城国有林983林班5222小班	水かん	人	分収造林	間伐(支障木)	6.40	0.0045	57	他広外	18	0.55	○	○	搬出路作設		
脇野沢	脇野沢	源藤城国有林983林班5222小班	水かん	人	分収造林	間伐(支障木)	0.11	0.0015	30	ヒバ	2	0.04	○	○	搬出路作設		
脇野沢	脇野沢	源藤城国有林983林班5777小班	自然雑	天		間伐(支障木)	9.66	0.0180	138	ヒバ・ナナ外	9	2.47	○	○	搬出路作設		
脇野沢	脇野沢	源藤城国有林983林班5777小班	自然雑	人		間伐(支障木)	0.25	0.0009	49	スギ	2	0.29	○		搬出路作設		
合計							83.12	0.6984			760	120.05					
協議別計	脇野沢	協議名		協 議 名		林小班面積		伐採面積		伐採本数		伐採材積		平均胸高直径		総蓄積	
		下北半島固定公園(第3種特別地域) * 協議済み				9.09		9.09		8,356		9,282.62		針葉樹: 32cm 広葉樹: 18cm		9,282.62	
		下北半島固定公園(第3種特別地域) * 未協議分				83.12		0.6984		760		120.05		針葉樹: 24cm 広葉樹: 16cm		14,280.13	
		史跡名勝天然記念物(北限のナラ)				77.94		7.9330		74		7,140		7,717.71		針葉樹: 30cm 広葉樹: 14cm	
		鳥獣保護区(特別保護地区)		42.85		0.2910		168		197		55.99		針葉樹: 38cm 広葉樹: 22cm		8,244.60	

# 史名天



令和五年度策定  
は 長



報告第六号 参考資料



# 令和7年度 全国学力・学習状況調査の結果

## □1 調査の目的

本調査は、文部科学省が、学校の設置管理者等（教育委員会、学校法人等）の協力を得て実施するものであり、次のことを目的としている。

- 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- 学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
- そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

## □2 調査の対象学年

国・公・私立学校の小学校第6学年、中学校第3学年 原則として全児童生徒

## □3 調査の内容

### (1) 教科に関する調査 【小学校：国語、算数、理科 中学校：国語、数学、理科】

出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能 等
- ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力 等

### (2) 生活習慣や学習環境等に関する質問調査

小・中学校ともに、タブレット端末からオンライン回答

- 児童生徒に対する調査  
学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査
- 学校に対する調査  
指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する調査

## □4 調査期日

教科に関する調査：令和7年 4月17日（木） ※全国一斉実施  
質問調査：小学校 令和7年 4月18日（金）～ 4月30日（水）の決められた日  
中学校 令和7年 4月14日（月）～ 4月17日（木）の決められた日

## □5 調査を実施した児童生徒数

	児童数	生徒数
全国（公立）	936,576人	871,097人
全国（国立）	6,136人	9,128人
全国（私立）	6,596人	16,536人
青森県（公立）	8,094人	7,889人
むつ市	353人	393人

## □6 学力調査の結果

### 1) 全国の平均正答率を「100」とした到達率及び全国・青森県・むつ市の平均正答率

※報道等による順位競争の過熱化を防ぐため、平成29年度から、都道府県・市町村の平均正答率の数値は整数値での発表となっている。

※教科間及び学年間の定着度の差異を把握するため、ここでは上記指標を用いている。

☆→前年度の小学校6年生及び中学校3年生との異集団比較

◇→中学3年生は令和4年度（小学6年時）との同一集団比較

### ■①令和7年度 小学校6年生



#### 国語、算数

全国平均、県平均を下回る。  
特に、国語と算数が課題である。

#### \* 令和7年度平均正答率

	国語	算数	理科
全国	66.8	58.0	57.1
青森県	67	57	59
むつ市	63	54	55

#### ☆令和6年度平均正答率

	国語	算数
全国	67.7	63.4
青森県	70	64
むつ市	65	60

### ■②令和7年度 中学校3年生



#### 国語、数学

全国平均、県平均を下回る。  
特に、数学が課題である。

#### ◇令和4年度（小学6年時）平均到達率

	国語	数学	理科
全国	100	100	100
青森県	103.7	99.7	104.3
むつ市	97.6	94.9	96.4

#### \* 令和7年度平均正答率

	国語	数学	理科
全国	54.3	48.3	51.5
青森県	54	46	52
むつ市	52	40	50

#### ☆令和6年度平均正答率

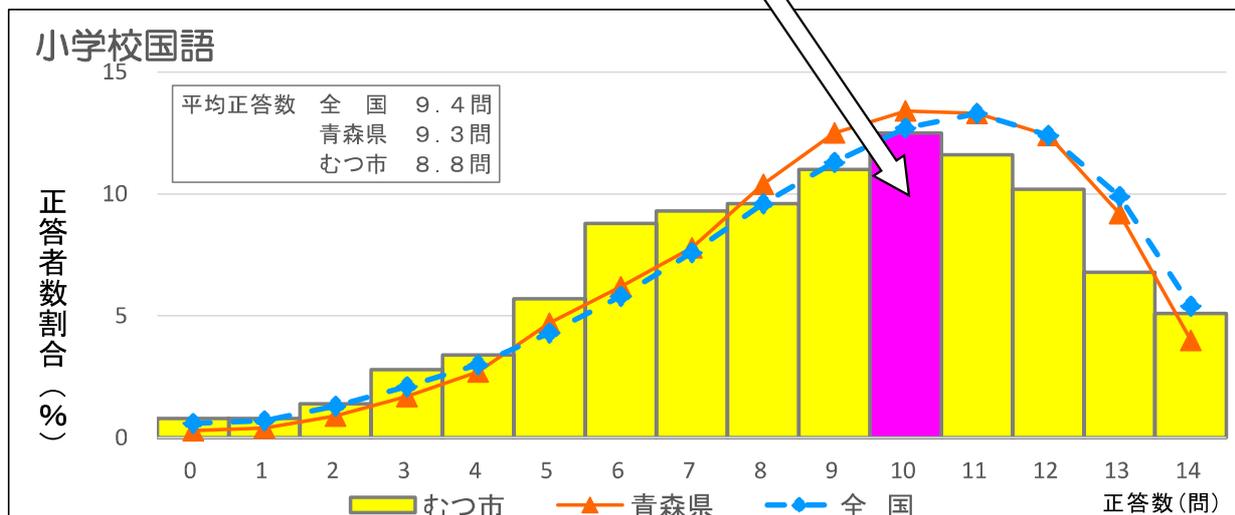
	国語	数学
全国	58.1	52.5
青森県	56	50
むつ市	56	51

## 2) 各教科の正答数分布グラフ（むつ市→柱状グラフ、青森県・全国→折れ線グラフ）

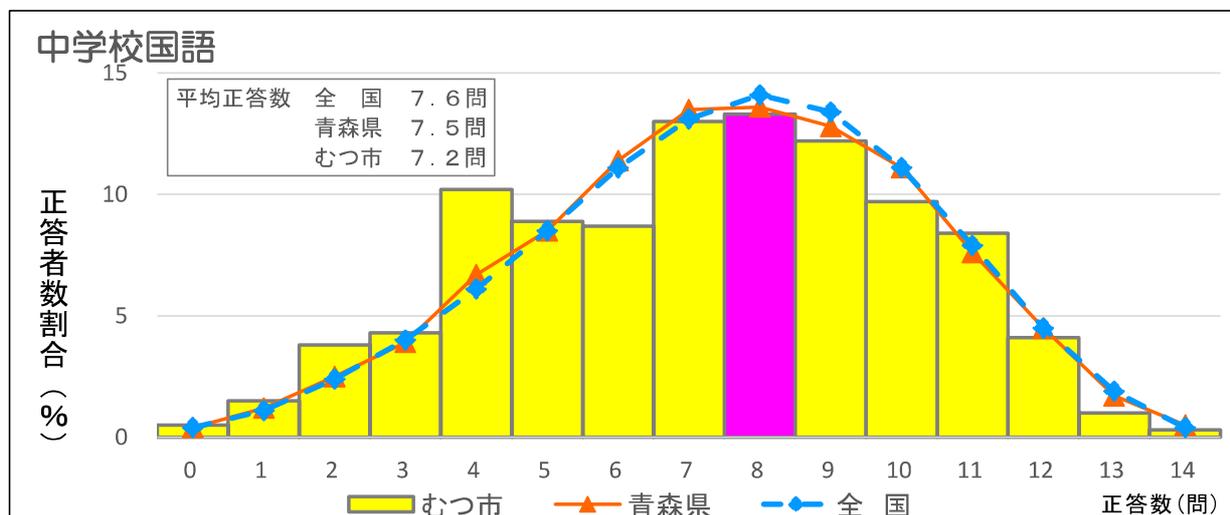
※横軸は正答数、縦軸は正答者数の割合を表している。

※中学校理科はCBT方式（タブレット端末からの解答）であり、出題内容に個別問題が含まれていることから、正答数分布は公表されていない。

※濃い色の部分は、全国及び県の平均に到達するために必要な正答数を表している。

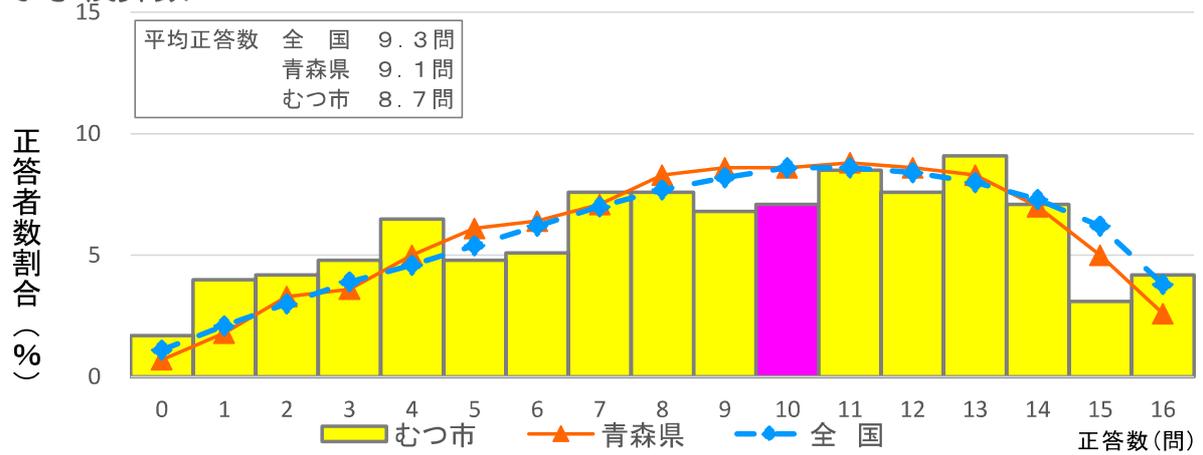


\*全国、青森県と類似の形状となっている。下位層の底上げに向けて、個別指導やデジタル教材等を活用した学習など、確かな理解と定着を図る授業づくりが必要である。



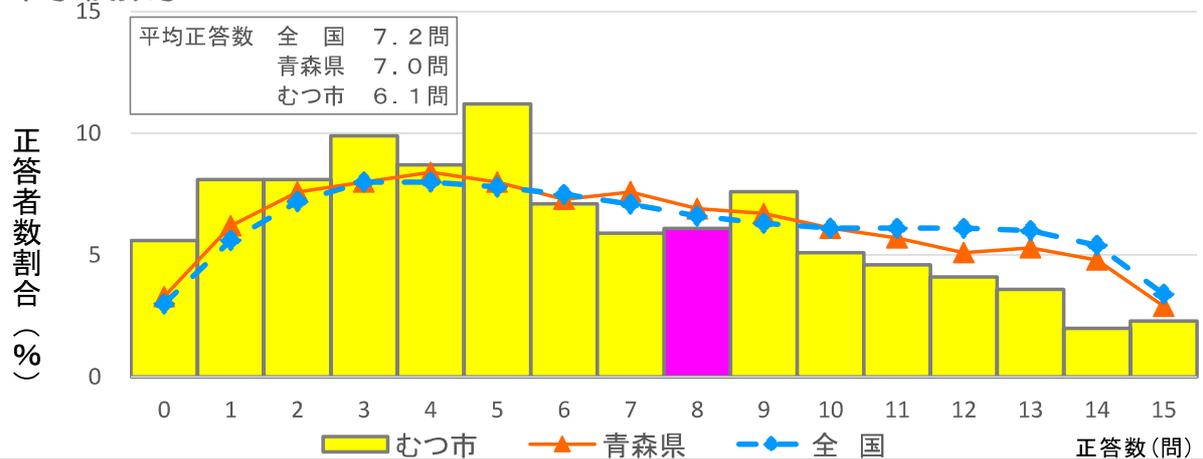
\*全国、青森県と類似の形状となっている。中位層が多くいることから、個別指導が必要な児童生徒に配慮しつつ、ねらいを高く設定した授業を展開する必要がある。

### 小学校算数



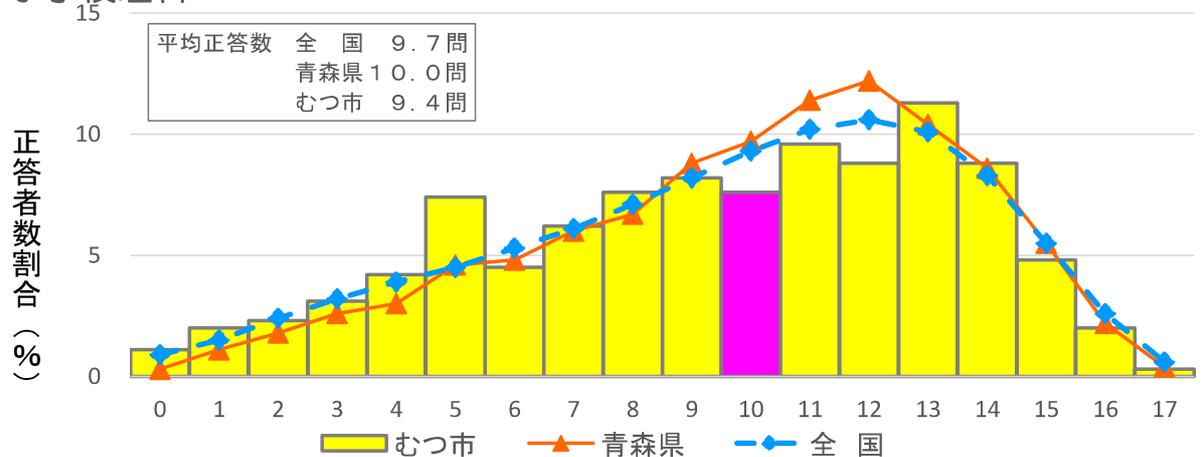
\*全国、青森県と類似の形状となっている。習熟度別学習を含め、児童の定着度を確かめながら個別最適な学びを目指した授業による下位層の底上げが求められる。

### 中学校数学



\*全国、青森県と比べ、上位層が少なく、低位層が多くなっている。習熟度別学習や個別指導、デジタル教材等を活用した学習を通して確かな定着を図る必要がある。

### 小学校理科



\*全国、青森県と類似の形状となっている。下位層の底上げが求められるため、観察や実験などの体験を言語化しながら問題解決する授業づくりが求められる。

## 小学校6年国語

### 身に付いてきている力

- ① 図表などを用いて、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫する力
- ② 時間的な順序や事柄の順序などを考えながら、内容の大体を捉える力

### 育てたい力

- ① 目的や意図に応じて、日常生活の中から話題を決め、集めた材料を分類したり関係付けたりして、伝え合う内容を検討する力〔5・6年 A話すこと・聞くこと（1）ア〕
- ② 目的や意図に応じて簡単に書いたり詳しく書いたりするなど、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫する力〔5・6年 B書くこと（1）エ〕
- ③ 目的に応じて、文章と図表などを結び付けるなどして必要な情報を見付ける力〔5・6年 C読むこと（1）ウ〕

## 中学校3年国語

### 身に付いてきている力

- ① 目的に応じて、集めた材料を整理し、伝えたいことを明確にする力
- ② 文章の全体と部分との関係に注意しながら、登場人物の設定の仕方を捉える力

### 育てたい力

- ① 資料や機器を用いて、自分の考えが分かりやすく伝わるように表現を工夫する力〔2年 A話すこと・聞くこと（1）ウ〕
- ② 自分の考えが伝わる文章になるように、内容のまとまりを意識して文章の構成や展開を考える力〔1年 B書くこと（1）ウ〕
- ③ 読み手の立場に立って、語句の用法、叙述の仕方などを確かめて、文章を整える力〔1年 B書くこと（1）エ〕
- ④ 文章の構成や展開について、根拠を明確にして考える力〔1年 C読むこと（1）エ〕

⇒今後「全国学力・学習状況調査」の問題や結果データなどを分析・活用する取組をされると思いますが、その際に大切にしたいポイントです。

### ①学習指導要領解説の熟読を！

ご承知のとおり、学習指導要領解説には、どの学年でどんな内容を学習するのが書かれています。教科書の指導書、ご自身の経験だけに頼ることのない指導で資質・能力の確実な育成を目指す必要があります。

担当している学年以外の学年及び他校種との系統性を把握して単元構成や指導計画を組み、児童生徒の視点で授業づくりをする上でも学習指導要領解説が拠り所となります。

また、授業のねらいにも直結する部分になりますので、学習指導要領の意図することをご確認ください。

### ②適切な言語活動の設定と、振り返りを！

どの領域の学習でも「知識及び技能」を習得させてから「思考力、判断力、表現力等」の育成をすることは学習活動として適切ではありません。また、「言語活動」が学習のねらいのようになってしまうことも適切とは言えません。理論を教えて身に付いたかではなく、例えばプレゼンテーション等の言語活動を通して、ねらいに対する自身の学びを振り返らせ、さらに学習を深めたり補ったりする学習を行うような構造が必要です。教材の特長を生かすこと、ねらいを達成するために適切な言語活動の設定をすること、自分は何ができるようになったのか自覚させるための振り返りを行うことが大切です。

## 小学校 6 年算数

### 身に付いてきている力

- ① 棒グラフから、項目間の関係を読み取ることについての理解
- ② 伴って変わる二つの数量の関係に着目し、必要な数量を見いだす力

### 育てたい力

- ① 目的に応じて適切なグラフを選択して数量の増減を判断し、その理由を言葉や数を用いて記述する力  
〔3年 Dデータの活用(1)ア(イ)〕〔5年 Dデータの活用(1)ア(ア)、イ(ア)〕
- ② 分数の加法について、共通する単位分数を見だし、加数と被加数が、共通する単位分数の幾つ分かを数や言葉を用いて記述する力  
〔5年 A数と計算(5)ア(ア)、イ(ア)〕
- ③ 伴って変わる二つの数量の関係に着目し、問題を解決するために必要な数量を見だし、知りたい数量の大きさの求め方を式や言葉を用いて記述する力  
〔3年 A数と計算(4)ア(ア)〕〔3年 C測定(1)ア(ア)〕  
〔4年 C変化と関係(1)イ(ア)〕〔5年 Dデータの活用(2)ア(ア)〕

## 中学校 3 年数学

### 身に付いてきている力

- ① 相対度数の意味についての理解
- ② 必ず起こる事柄の確率についての理解

### 育てたい力

- ① 一次関数  $y = ax + b$  について、変化の割合を基に、 $x$  の増加量に対する  $y$  の増加量を求める力〔2年 C関数(1)ア(ア)〕
- ② 式の意味を読み取り、成り立つ事柄を見だし、数学的な表現を用いて説明する力〔2年 A数と式(1)イ(イ)〕
- ③ 統合的・発展的に考え、条件を変えた場合について、証明を評価・改善する力〔2年 B図形(2)イ(ア)〕

### ①学習指導要領解説の熟読を！

特に算数・数学では、学習内容の系統性が明確であるため、担当学年だけでなく、前後の学年との繋がりを意識することが重要です。単元構成や指導計画の作成、児童生徒のつまづきへの対応にも、学習指導要領解説は大いに参考になります。授業のねらいを的確に押さえるためにも、改めてその趣旨をご確認ください。

### ②算数的活動・数学的活動の工夫と、効果的な振り返りを！

算数・数学における「数学的活動」とは、問題を見付けたり、考え方の見通しを立てたり、解決や振り返りをしたりする学習の過程を通じて、数学的に深く考える力を育てる活動です。これらの活動を通じて、知識及び技能の習得を確かなものにするとともに、「思考力、判断力、表現力等」の育成を図ります。例えば、実生活の事象を数理的に捉えて問題を設定する活動や、図や式、言葉を使って自分の考えを説明・表現する活動、他者の考えと比較しながら多面的に考察する活動などが挙げられます。

学習の過程において、「なぜそうなるのか」「どのように考えたのか」といった思考のプロセスについて、児童生徒自身が考える時間を設けるとともに、教師が問い返しをすることで、思考を深め、理解の定着を図り、次の学びへと繋げることができます。ねらいに即した活動の設定と、指導の目的や意図に応じた振り返りを意識した授業づくりが大切です。

## 小学校6年理科

### 身に付いてきている力

- ① 電流がつくる磁力について、電磁石の強さは巻数によって変わることを理解
- ② 乾電池のつなぎ方について、直列つなぎの理解

### 育てたい力

- ① 身の回りの金属について、電気を通す物、磁石に引き付けられる物があることへの理解  
〔3年A(5)電気の通り道〕及び〔3年A(3)磁石の性質〕※単元横断型
- ② 電気の回路のつくり方について、実験の方法を発想し、表現する力  
〔3年A(5)電気の通り道〕
- ③ レタスの種子の発芽の条件について、差異点や共通点を基に、新たな問題を見だし、表現する力〔5年B(1)植物の発芽、成長、結実〕

## 中学校3年理科

### 身に付いてきている力

- ① 情報を収集してまとめを行う学習活動の場面で、収集する資料や情報の信頼性についての知識及び技能

### 育てたい力

- ① 植物の葉、茎、根のつくりに関する知識及び技能を活用して、植物の茎の横断面や根の構造について適切に表現する力〔第2分野(3)生物の体のつくりと働き〕
- ② 物質の分解に関する知識を概念的に理解する力  
〔第2分野(3)生物の体のつくりと働き〕及び〔第1分野(4)化学変化と原子・分子〕※領域横断型

全国学力・学習状況調査の目的の一つは、各学校の指導に役立てることです。この調査結果を単なる成績として受け取るのではなく、授業づくりのメッセージとしてポジティブに解釈し、指導改善のための貴重な契機としたいと考えます。

#### ①体験（実験・観察等）と言語の往還を意識すること

理科では、従前より「実験や観察等を通じた問題解決」を重要な学びとして位置付けています。実験・観察をさらに効果的な学びにするためには、実験や観察の予想や考察を言葉や図で表現したり、逆に言語化された事象を実験で再現したりする活動を通して、「体験と言語の往還」を繰り返すことで、知識や技能の理解をより一層深めることが大切であると考えます。なお、実験・観察等の「等」には「ものづくり」も含まれており、特に小学校では、ものづくりを通じた問題解決を複数の単元で実施することが求められています。

#### ②単元（マイクロ）を大きな枠組み（マクロ）としてとらえること

今回の出題は、単元や領域を横断する特徴が見られました。これは、単元ごとの知識を結び付け、より大きな概念として捉え直すことの重要性を示しています。例えば、小学校5年生で「植物」「動物」「人」の単元を学習した後、共通点や差異点を整理することで、これらを「生命」という学びとして捉えられます。指導者は、個々の授業や単元（マイクロ）を「A物質・エネルギー」や「B生命・地球」といった大きな枠組み（マクロ）の中で位置付ける視点が必要です。この機会に、改めて「理科の見方・考え方」や「A・B領域の目標」を確認することが求められます。

中学校でC B T方式の調査が導入されたことで、実験や観察により近い出題・回答が可能になりました。これは、理科で長年大切にされてきた、実験や観察を通じた日常の事象への関心を今後も高めていくべきだという、重要なメッセージだと解釈できます。

## □7 質問調査の結果（本市の実態）

### 【全体考察】

下記の項目において「○」とされているものは、全国や県と比較してポジティブな評価が上回っている当市の児童生徒の強みであり、「◆」は全国や県との比較においてポジティブ評価が低い傾向であり、支援等対策が必要と思われる弱みの項目である。

#### <挑戦心、達成感、規範意識、自己有用感等>

- 自分にはよいところがあると思っている児童生徒が多く、全国平均、県平均より高くなっている。また、先生が、自分のよいところを認めてくれていると思う児童生徒が多く、全国平均よりも高い。先生方が児童生徒としっかり関わることが自己肯定感の高まりにつながっている。
- 将来の夢や目標をもっているという回答は、小・中学校ともに全国平均より高くなっている。
- 多くの児童生徒は、人が困っているときに進んで助ける、いじめはどんな理由があってもいけないことだ、人の役に立つ人になりたいと考えている。
- ◆困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると回答した児童生徒は全国平均より多いが、約70%である。今後、学習面だけでなく様々な悩みをいつでも相談できる環境づくりと児童生徒にSOSの出し方を身に付けさせることが必要になってくる。

#### <学習習慣、学習環境等>

- ◆学校の授業以外での勉強時間や読書の時間は小・中学校ともに全国平均、県平均より短い傾向がある。また、新聞を読んでいる頻度は全国平均、県平均より多いが、「ほとんど、または、全く読まない」と回答した児童は約80%、生徒は約70%である。

#### <ICTを活用した学習状況>

- 多くの児童生徒が、学習の中でパソコンやタブレットなどのICT機器を使って文章を作成すること、情報を収集すること、プレゼンテーションを作成することができると回答している。実際の使用についても、週3回以上使用していると回答した割合は、小・中学校ともに全国平均、県平均より高くなっている。今後も積極的な活用に向けた支援を継続していく必要がある。

#### <主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に関する取組状況>

- 多くの児童生徒が、友達や周りの人の考えを大切にして、協力しながら課題の解決に取り組んでいる。また、学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり広げたりすることができていると捉えている。日頃から「話し合い活動」を取り入れるなど、工夫した授業づくりを行っている成果と考えられる。
- ◆自分の考えがうまく伝わるように話の組立てなどを工夫して発表していると回答した児童生徒は約60%（全国平均約65%）である。自分の考えをもつこと、必要な情報を選択・整理して考えを発表する活動の工夫が必要である。

#### <総合的な学習の時間、学級活動、特別の教科 道徳>

- 学級生活をよりよくするために学級活動で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると回答した児童生徒は約90%である。学級をよりよくしようという意識をもって学校生活を送っていると考えられる。
- 道徳の授業において、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいると回答した児童生徒はともに90%を超えている。多くの学校で「考える道徳」「議論する道徳」を意識した授業が展開されていることがうかがえる。

#### <学習に対する興味関心や授業の理解度等>

○多くの児童生徒は、どの教科の授業も、将来、社会に出たときに役に立つと回答している。

◆勉強が好きだと回答した児童生徒は、国語では約60%、算数・数学では約50%である。理科においては、小学校では約90%だが、中学校では約60%である。学習活動を工夫したり、学習したことを普段の生活でどのように活用できるかを児童生徒に考えさせたりするなど、児童生徒の興味・関心を高めるようにする必要がある。

◆書く問題で解答しなかったり、解答を書くことを途中であきらめたりしたと回答した児童生徒は、小学校では国語及び算数で約20%、中学校では国語で約30%、数学で約50%であり、全国平均、県平均よりやや高くなっているが、普段から書く活動を取り入れることはもとより、最後まで書かせること、フィードバックすることも求められる。

#### 【総括】

上記の結果から、当市の児童生徒の意識は以下のように考えられる。

当市の児童生徒は、自己有用感は高めであり、将来に対しての夢や目標ももっている。また、困っている人に対しても助ける気持ちやいじめに対しても理由を問わず「やってはいけない」という気持ちがあり、さらに、人の役に立ちたいという心も強くもっている傾向がある。

しかし、自分が不安なときや困っているときに周囲の大人に相談できない児童生徒が少なからずおり、この点のサポートが課題となっている。

学習習慣に関しては、授業時間以外での家庭での勉強時間が短い傾向にあることが課題として挙げられる。ゲームの時間とSNSや動画視聴の時間等が関係していると思われる。

授業に関しては「話し合う活動」は取り入れられているものの、学んだことを生かし、自分の考えをまとめる部分は弱いと認識している児童生徒が多い。このことから授業では、学んだ知識及び技能を活用することと課題に対して自分の考えをもたせる展開を意識的に盛り込むことが課題であると思われる。

学習（教科）に対する興味・関心については、どの教科も将来に役立つとは思っているものの、教科そのものへの関心が薄く、また、記述を求められる問題に対しては諦める傾向の児童生徒も少なからずいる。学習（教科）に対する興味・関心や臨む態度の育成を図るためにも、題材との出会い方や授業展開の工夫など、知的好奇心を刺激する工夫が必要だと思われる。

当市の児童生徒の傾向は、これまで同様「心はいいものをもっているが、その心を生かす基本的な力とスキルに足りない部分がある」ということが言える。これらの課題の解決には心にこれまで以上に寄り添う個別の支援と授業改善及び知的好奇心を刺激する仕掛けの工夫が必要ではないだろうか。

## □ 8 学力と相関関係があった質問項目

質問の回答と学力の相関関係を比較し、肯定的な回答をした児童生徒の平均正答率が、そうでない回答をした児童生徒の平均正答率よりも全教科10ポイント以上高い内容である。

ただし、相関関係については、あくまでも「～が関係ありそうだ」という傾向を捉えるものであり、「正答率が高いのは～が要因だ」というように原因を特定するものではない。

### ■ 小学校6年生・中学校3年生 共通

- 分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することはできていますか。
- 読書は好きですか。
- 前年度までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか。
- あなたは自分がPC・タブレットなどのICT機器で文章を作成したり、情報を収集したり、自分の考えをわかりやすく伝えたりすることができると思いますか。
- 前年度までに受けた授業では、各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っていましたか。
- 前年度までに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか。
- 学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考えに気付いたりすることができていますか。
- 学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていますか。

### ■ 小学校6年生

- 自分には、よいところがあると思いますか。
- 自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか。
- 普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか。
- 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。
- 授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりすることができると思いますか。
- 授業や学校生活では、友達や周りの人の考えを大切に、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいますか。
- 総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか。
- あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか。
- 学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいますか。
- 道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいますか。

### ■ 中学校3年生

- 新聞を読んでいますか。
- 1、2年生のときに受けた授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていましたか。

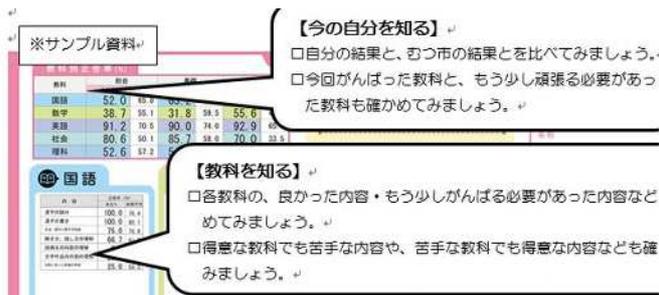
### 【総括】

特に、小学校6年生において、相関関係が多く見られた。小・中学校において、上記項目の意識が向上するような教育が日常的に行われる教育課程を実践していくことが、児童生徒の学力の下支えになると思われる。教科の学習だけでなく、特別活動や道徳科の授業づくり、学校づくりの指標として捉えていくことが必要である。

## □9 むつ市教育委員会の学力向上の取組

### ○児童生徒の意欲向上に向けて

むつ市総合学力調査結果の個票の見方を示した資料を作成し、調査対象初学年である小学4年生に学校を通じて説明・配付し、事後の学習に生かすことができるようにしています。



AI機能搭載のタブレット端末用ドリルを導入し、個々の正答率やむつ市総合学力調査結果を反映した問題に取り組むことができます。



英語への興味・関心を高めるために、英検の半額補助や、英検IBAの実施と英検ESGの推奨を行っています。

(いずれも、受験案内や手続等に関わる補助を実施。)



### ○教員の指導力向上に向けて

各教科の授業づくりや就学事務、幼・保・小連携など、教員の指導力向上や学校運営及び教育活動の充実を図るための講座を開催しています。

教員が、県外の最新情報を学ぶことによって、資質・能力を伸ばすことができるよう、研究会への派遣助成を行っています。

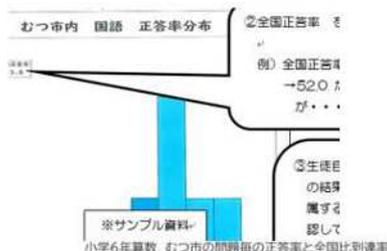
むつ市総合学力調査や全国学力・学習状況調査等の結果をもとにした資料を小・中学校に提供し、事後指導の充実を図っています。

計画訪問や要請訪問の他に、学校からの要望に応じて随時訪問や日常ミニ訪問を行い、学力の向上や生徒指導の充実など各校の取組を支援しています。

#### 令和7年度教職員研修講座等一覧

むつ市教育研修センター

科	講座名	対象	内容
1	むつ市就学事務説明会・授業研修会 ○5月12日(月) ○13:30~16:00 ○むつ市役所	むつ市小・中学校教員 むつ市内除籍生(修学旅行)等の希望者	むつ市の就学業務についての説明と、小中学校の授業計画・研修等における授業指図の留意点等についての講義を行います。
2	タブレット活用講座 ○7月23日(水) ○9:00~16:00 ○第三小名跡小学校	むつ市小・中学校教員 -希望講座-	授業におけるタブレット端末の活用に向け、実践されている学校の取組内容の共有と、タブレット端末の操作・活用についての講義・演習を行います。前半は基本的な内容を、後半は応用的な内容を先行学習です(両方への参加も可能です)。本講座で使用する端末はChromebookです。Chromebook以外の端末には、講義資料をchromebookを貸し出します。



#### 随時訪問

通年  
提案授業参観  
↓  
研究協議会等

#### 日常ミニ訪問 ※指導案不要

通年  
日常の授業参観  
↓  
授業者との話し合い等

## ○ICTの活用として

児童生徒にタブレット端末を配付し、授業や家庭学習などの様々な場面で有効活用しています。



文部科学省「学びの保証・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」を活用しデジタル教科書を導入しています。



市内全小学5年生～中学3年生

希望する学校

学習や活動の一層の充実を図るために、児童生徒のタブレット端末に随時、アプリを追加しています。



子供達の活動の可能性をひろげるために

市内の小・中学校に、電子黒板及び大型モニターを配備し、視覚的に理解しやすくしたり、考えを共有しやすくしたりしています。



## ○人員配置等による支援として

小中一貫教育非常勤講師を配置し、複式指導の解消や乗り入れ授業など、実態に即した指導を行っています。

(市内4つの中学校ブロックに1名ずつ配置)

小中一貫教育非常勤講師



スクールサポーター（支援を必要とする児童生徒のサポートをする）を配置し、児童生徒の活動を支援しています。

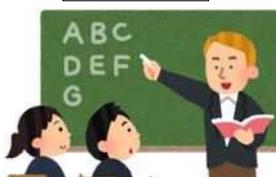
スクールサポーター



市内小学校8校、  
中学校4校に計36名

外国語指導助手（ALT）を配置し、外国語活動や外国語、英語の授業をサポートしています。

ALT



5名で分担して、  
市内全小・中学校を  
訪問

## ○その他

各校に新聞を配備し、新聞を読む習慣の育成や、授業での調べ学習等に活用できるようにしています。また、新聞記者が来校して授業を行う「出前授業（希望制）」も実施しています。



一般・児童生徒向けサイト



教職員専用ページ



ホームページ「むつ市教育委員会 学校教育課 情報ポータル」を開設し、市内小・中学校の紹介や、学習支援サイト、公募事業等を掲載しています。

学習に役立つコンテンツ・リンク  
指導に役立つコンテンツ・リンク

## □10 保護者の皆様方へ

今年度の「全国学力・学習状況調査」の結果が発表されました。保護者の皆様にとっても、結果は心配事の一つであると思いますので、我々教育委員会では、子どもたちの学力向上に向けた取組を一層進めていきたいと考えております。

本市では、第3次「むつ市学校教育プラン（令和5年度～令和9年度）」に基づいた取組を行い、推進目標として『郷土を愛し、高い志を持って 主体的に未来を切り拓く人づくり』を掲げております。また、『めぎす学校像』の一つとして『学ぶ力を高める学校』に取り組んでいくこととしております。

デジタル技術の急速な進化など、子どもたちを取り巻く環境は変化が激しく、予測不能な状況となっています。その時代を生き抜く子どもたちの『学ぶ力』を高め、未来を切り拓く人材を輩出するために全力で取り組んでまいりますので、引き続き、ご協力、ご支援をお願いいたします。

また、特に、以下の点について、ご家庭でのご協力をお願いします。

- ・「早寝・早起き・朝ご飯」を引き続きお願いします。
- ・タブレット端末の持ち帰りでは、学校での事前指導を踏まえ、家庭での約束事を決め、効果的な活用をお願いします。
- ・頑張らせて褒めてやることで子どもは伸びます。自己肯定感を高められるように、ご家庭での温かい声掛けや励ましをお願いします。

# 【令和7年度に実施する各種学力調査について】

参考

調査名	時期	対象	調査項目
全国学力・学習状況調査※1	4月	小学校6年生	国語、算数、理科、意識調査
		中学校3年生	国語、数学、理科、意識調査
青森県学習状況調査	令和6年度から廃止		
むつ市総合学力調査※2	4月	小学校4年生	国語、算数
		小学校5年生	国語、算数
		小学校6年生	国語、算数
		中学校1年生	国語、社会、数学、理科、英語
		中学校2年生	国語、社会、数学、理科、英語、
		中学校3年生	国語、社会、数学、理科、英語

※1 全国学力・学習状況調査については、理科と英語を3年に一度実施している。

・平成31年度（令和元年度） → 中学校で英語を実施

\*令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、全教科未実施

・令和4年度 → 小学校及び中学校で理科を実施

・令和5年度 → 中学校で英語を実施

・令和6年度 → 小・中学校とも理科と英語は無し

※令和7年度以降の予定（文部科学省より）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
小学校	国語	紙 (従来通り)	紙	タブレット端末	タブレット端末
	算数				
	理科				
中学校	国語	紙	紙	タブレット端末	タブレット端末
	数学				
	理科	タブレット端末	タブレット端末	タブレット端末	
	英語	タブレット端末	タブレット端末	タブレット端末	

※質問調査については、令和6年度よりタブレット端末で回答

※2 むつ市総合学力調査は、ベネッセコーポレーションの業者テストを実施している。

※3 実施主体HPでの公表内容

国：全国平均、都道府県平均（整数値）

